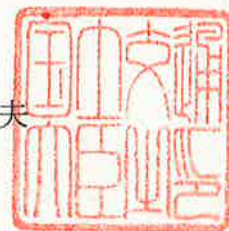


国海員第 189 号
令和 3 年 10 月 19 日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条及び船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 95 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 392 号

船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則等を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正

一 雇入契約の成立等の届出主体を船長等から船舶所有者に変更することとする。

二 船舶所有者が備え置くべき記録簿の様式を定めることとする。

三 労働時間の状況の把握について、電子計算機による記録等の客観的な方法等によらなければならないこととする。

四 労務管理責任者が管理すべき業務として、記録簿の作成及び備置、船員の労働時間及び健康状態の把握並びに船員からの相談への対応を定めることとする。

五 船員の状況に鑑み、船舶所有者が講ずる必要がある措置として、勤務時間の変更、作業の転換、研修の実施等を定めることとする。

六 特別の必要がある場合の時間外労働として、防火操練、救命艇操練等及び航海当直の通常の交代のために必要な作業を定めるとともに、当該作業に従事する時間の限度を定めることとする。

七 海員名簿等の書類の備置期間について、所要の改正を行うこととする。

八 船員手帳、船内に備え置くべき書類等の書式等について、旧姓の併記を行う場合の記載方法を定める

こととする。

九 その他所要の改正を行うこととする。

第二 船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部改正

一 求人申込みを不受理とする労働関係法令違反の程度及び不受理とする期間を定めることとする。

二 求人者が求人者の申込み時に明示した労働条件を変更する場合について、求職者に対して明示すべき内容等を定めることとする。

三 求人者が求人者の申込み時及び労働契約締結時に書面等で明示しなければならない事項として、求職者を派遣船員として雇用しようとする旨を定めることとする。

四 無料の船員職業紹介事業の許可の欠格事由のうち、心身の故障により当該事業を的確に遂行することができない者について定めることとする。

五 船員派遣事業の許可申請について、未成年者の法定代理人が法人である場合の必要書類を定めることとする。

六 派遣船員に対する船員法の適用関係について所要の整備を行うこととする。

七 その他所要の改正を行うこととする。

第三 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）等の一部改正

- 一 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）及び船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）に規定されている
- 証明書等の様式等について、旧姓の併記を行う場合の記載方法を定めることとする。